

# 療育手帳の交付・申請について

療育手帳は、知的障害のある方やその保護者が、相談やいろいろな制度を利用しやすいように交付するものです。障害の程度に応じて「A」・「B」の区分があります。

手帳の交付を受けると、在宅サービス、社会参加、就労などの様々な制度が利用できます。

また、手帳には再判定の時期がありますので、年齢に応じて2年から10年に一度更新の手続きが必要です。

## 1 申請に必要なもの

### (1) 申請書

申請時に窓口で記載いただきます。

申請書は、区役所・宮城総合支所障害高齢課の窓口にあります。

### (2) 添付書類

次の書類が必要です。窓口で記載いただくこともできます。

①相談調査票（調査票1「現況調査票」、調査票2「生育歴」）

②申出書（仙台市外から転入されてきた方のみ）

相談調査票と申出書は、区役所・宮城総合支所障害高齢課の窓口にあります

### (3) 写真2枚（同一のもので次の条件を満たしているもの）

- ・縦4cm、横3cm
- ・脱帽、上半身かつ正面向きで申請日から1年以内に撮影されたもので、本人と確認ができるもの
- ・ポラロイド写真、カラーコピーは使用できません。デジタルカメラで撮影したものは、写真用紙に印刷したものに限りです。

### (4) マイナンバーがわかるもの

- ・個人番号カード

または

- ・個人番号確認書類（個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し）及び本人確認書類

※詳しくはお問い合わせください。

## 2 療育手帳の種類

療育手帳は、「紙型」と「カード型」のどちらか一つを選ぶことができます。

### (1) 紙型の療育手帳

<p>療育手帳</p> <p>仙台市 第 号</p> <p>写真 (縦4cm横3cmで脱帽して上半身を写したものを)</p> <p>年月日 交付 年月日 再交付</p> <p>氏名 生年月日</p> <p>鉄道旅客運賃減額 種 (JRなどをりようするときのわりびき)</p> <p>仙台市</p>	<p>本人欄</p> <p>住所</p> <p>所</p>	<p>保護者欄</p> <p>氏名 生年月日 職業 電話番号</p> <p>住所</p> <p>所</p>	<p>備考</p> <p>航空割引 本人・介護者 仙台市</p>	<p>判定の記録</p> <p>障害の程度 その他の障害</p> <p>(身体障害 級)</p> <p>判定した日 年月日</p> <p>次の判定の時期 年月</p> <p>判定したところ</p>
--	-------------------------------	---	--	--

## (2) カード型の療育手帳

療育手帳 仙台市第123456号

交付日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
再交付日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
氏名 仙台 太郎  
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
住所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

保護者氏名 仙台 花子 続柄 いとこ  
保護者住所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

判定日 令和〇〇年〇月〇日 障害程度 A  
次回判定年月 令和〇〇年〇月

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種  
判定機関 仙台市北部発達相談支援センター

仙台市

判定期間 令和 年 月 日 次回判定期間 令和 年 月

有料道路割引

(軽)自動車 秋減免

注) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の手続きを行ってください。

(カードはプラスチック製で、大きさは縦 5.4cm×横 8.5cm。健康保険証や運転免許証と同じ大きさです)

## 3 申請から交付までの流れ



※北部・南部発達相談支援センターでの相談から、手帳の交付まで約1か月かかります。

## お問合せ先

### 《申請の窓口》

青葉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-225-7211
宮城野区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-291-2111
若林区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-282-1111
太白区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-247-1111
泉区役所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-372-3111
宮城総合支所	障害高齢課	障害者支援係	TEL: 022-392-2111

### 《判定機関》

北部発達相談支援センター (北部アーチル)	TEL: 022-375-0110
南部発達相談支援センター (南部アーチル)	TEL: 022-247-3801

・北部アーチルは、青葉区 (宮城総合支所を含む) ・宮城野区・泉区にお住まいの方を担当いたします。  
・南部アーチルは、若林区・太白区にお住まいの方を担当いたします。)